

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成 26 年 11 月 25 日

川越市長 川合 善明

目 次

1 事業概要.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(3) 事業の目的.....	1
(4) 事業方式.....	1
(5) 事業期間.....	1
(6) 事業範囲.....	2
(7) 施設概要等.....	3
(8) 立地条件.....	3
2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価.....	4
(1) 評価方法.....	4
(2) 定量的評価.....	4
(3) 定性的評価.....	6
(4) 総合評価.....	6

特定事業の選定について

1 事業概要

(1) 事業名称

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

川越市長 川合 善明

(3) 事業の目的

市の学校給食は、昭和44年から共同調理場方式を取り入れ、現在、4つの学校給食センターにおいて、市内小・中・特別支援学校の計55校に給食を提供している。このうち、昭和56年竣工の藤間学校給食センター及び昭和59年竣工の吉田学校給食センターは、施設設備の老朽化が著しく、今後の安定的な給食の提供のために施設の更新が求められている。また、平成5年に改築された今成学校給食センターでは、1日に2回の調理を行っており、安全な給食の提供のためにも1日1回の調理とすることが求められている。

そこで、藤間学校給食センターと吉田学校給食センターの食数分と、今成学校給食センターでの食数の一部を合わせた給食提供能力を有する学校給食センターを新たに整備することとし、平成25年11月、「(仮称)川越市新学校給食センター整備基本計画」を策定し、本施設の基本理念や施設整備、維持管理・運営の考え方、事業手法などについて取りまとめたところである。

本事業は、新たな学校給食センターの整備・運営について、安全・安心でおいしい給食の提供ができる施設として、施設整備、維持管理・運営の質の高いサービスの提供を効率的に実施することを目的とする。

(4) 事業方式

本事業は、選定事業者がPFI法に基づき、本施設の設計及び建設を行った後、施設所有権を市へ移転した上で、事業期間終了までの間、本施設の運営及び維持管理を実施するBTO方式とする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から平成44年8月までとする。

設計・建設期間	平成27年12月～平成29年8月
開業準備期間	平成29年8月（夏季休業期間）
維持管理・運営期間	平成29年9月～平成44年8月（約15年間）

(6) 事業範囲

① 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 建築本体（建築物、建築付帯設備等）に係る設計業務
- ウ 厨房設備に係る設計業務
- エ 工事開始までに必要な関連諸手続き

② 工事監理業務

③ 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 厨房設備の調達・設置業務

④ 各種備品調達等業務

- ア 各種備品の調達・設置業務
- イ 各種備品の台帳作成業務

⑤ 開業準備及び引渡業務

- ア 開業準備業務
- イ 引渡業務

⑥ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 厨房設備保守管理業務
- エ 各種備品保守管理等業務
- オ 外構等保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク 長期修繕計画業務（大規模修繕は除く）

⑦ 運營業務

- ア 献立作成支援業務
- イ 検収補助業務
- ウ 調理等業務
- エ 洗浄・残菜等処理業務
- オ 配送・回収業務
- カ 食材一次加工業務
- キ 衛生管理業務
- ク 運営備品更新等業務
- ケ 食育支援業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 提供食数の決定
- ・ 献立作成
- ・ 食材調達及び検収
- ・ 主食（ご飯、パン・麺）・牛乳の配送
- ・ 検食
- ・ 配送校内での配膳
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 児童・生徒への食育業務
- ・ 見学等への対応

(7) 施設概要等

① 立地条件

ア 事業用地	川越市大字菅間字石橋 18-1
イ 用途地域	無指定（市街化調整区域B地区）
ウ 建ぺい率	60%
エ 容積率	200%
オ 敷地面積	約 13,000 m ²

② 施設概要

ア 提供食数	1日当たり約 12,000 食
イ 対象学校	小学校 12 校、中学校については、今成学校給食センターの約半数程度を想定している。

③ 施設構成

区分	区域	必要とする機能・諸室
本体施設	給食エリア	汚染作業区域 荷受・検収室、器具洗浄室、下処理室、計量室、釜割室、冷蔵庫、冷凍庫、油庫、廃棄物庫、残菜処理室、回収室、プラットホーム等
		非汚染作業区域 切裁室、調理室、揚・焼・蒸物室、食物アレルギー対応食調理室、和え物室、コンテナ室、洗浄室、洗剤等倉庫、器具洗浄室等
	一次加工エリア	荷受・検収室（給食エリアと共用も可）、下処理室、加工・ブランチング室、包装室、洗浄室、保冷室、冷却室、冷凍室、プラットホーム等
	一般エリア	調理員区域 前室、手洗室、調理員用更衣室、調理員用便所、調理員休憩室、調理員用食堂、洗濯乾燥室等
	管理・来客区域	玄関、市職員用事務室、事業者用事務室、来客用便所、研修室、見学通路、機械室等
付帯施設（外構を含む）		配送車庫、駐車場、駐輪場、除害施設等

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

(1) 評価方法

① 選定の基準

本事業をPFI方式として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

② 定量的な評価

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額の総額を算出のうえ比較し、これを現在価値に換算することで定量的な評価を行った。

③ 定性的な評価

本事業をPFI方式で実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的評価

① 定量的評価の前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、市が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

【VFM検討の前提条件】

項目	値	算出根拠
ア 割引率	2.46%	平成16年度～平成25年度の長期国債表面利率及びGDPデフレーターを採用値により設定。
イ 物価上昇率	考慮していない	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、物価上昇は見込まない。
ウ リスク調整値	考慮していない	定量化が困難なため、リスク調整費は考慮していない。

【市が自ら実施する場合とPFI方式により実施する場合のVFMの値】

項目	値	公表しない場合はその理由
ア 市が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
イ PFI方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	非公表	同上
ウ VFM（金額）	非公表	同上
エ VFM（割合）	5.6%	—

【事業費などの算出方法】

項目	市が自ら実施する場合の費用の項目	P F I 方式により実施する場合の費用の項目	算出根拠
ア 施設整備業務に係る費用の算出方法	設計費 建設工事費 工事監理費	設計費 建設工事費 工事監理費 建中金利 開業準備費	○市が自ら実施する場合 ・施設整備業務に係る費用については、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して設定。 ・維持管理業務及び運営業務に係る費用については、市の類似施設実績等に基づき設定。 ○P F I 方式により実施する場合 ・民間事業者による創意工夫の発揮によりコスト縮減が実現するものとして設定。
イ 運営業務に係る費用の算出方法	人件費 委託費 備品費	人件費 委託費 備品費 S P C 経費	
ウ 維持管理業務に係る費用の算出方法	維持管理費 光熱水費 保険料	同左	
エ 資金調達に係る費用の算出方法	①一般財源 ②起債 ③交付金	①自己資本 ②市中銀行借入 ③起債 ④交付金	○市が自ら実施する場合 【起債の条件】 <補助基本額部分> ・充当率：起債対象経費の90% ・償還期間：20年（据置2年） ・利率：起債の近年動向を踏まえて設定 <継足単独分> ・充当率：起債対象経費の75% ・償還期間：15年（据置2年） ・利率：起債の近年動向を踏まえて設定 ○P F I 方式により実施する場合 【市中銀行借入条件】 ・返済期間：15年（据置なし） ・利率：市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
オ その他の費用	①起債利息 ②入札事務等に係る人件費	①市中銀行借入利息 ②起債利息 ③公租公課 ④アドバイザー費 ⑤モニタリング費	○市が自ら実施する場合 ・起債利息及び入札事務・建設確認等に係る人件費を計上 ○P F I 方式により実施する場合 ・市中銀行借入利息、起債利息、公租公課及びP F I 方式実施に係るアドバイザー費、モニタリング費を計上

② 算出方法及び評価結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とP F I 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。本事業を市が自ら実施する場合とP F I 事業として実施する場合を比較した結果は次のとおりである。

市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
100	94.4

(3) 定性的評価

本事業をP F I 方式により実施した場合、次のような定性的な効果が期待できる。

① 民間事業者の創意工夫の発揮

設計、建設、維持管理、運営の各業務を各々分割して発注する場合に比べ、民間事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の維持管理・運営方針に即した施設整備が可能になる。また、長期的な視点で維持管理・運営が実施されることによるライフサイクルコストの縮減等、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、効率的かつ機能的な作業環境の創出が期待できる。

② リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

事業開始前からリスクを想定し、その責任を適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。それにより、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

③ 財政の平準化

本事業に必要な費用を約 15 年間にわたる維持管理・運営期間を通して、サービス対価を概ね毎年一定額払うことから、財政支出を平準化することが可能になる。

(4) 総合評価

本事業をB T O方式として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について5.6%の縮減が期待できるとともに、民間事業者の創意工夫の発揮による効率的かつ機能的な事業の実施等の定性的効果も期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、P F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。